

令和 7 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 26 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市上下水道局 5 階大会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 6 月 26 日（木）
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 27 分閉会

2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1
豊橋市上下水道局 5 階大会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 21 号 令和 8 年度 農地等利用最適化推進施策の
改善意見書について
- 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
- 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
- 議案第 27 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 28 号 非農地証明（遊休農地）について
- 議案第 29 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 6 号 現況証明について
- 報告第 7 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 8 号 国庫帰属申請された農地に係る照会に対する回答について
- 報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 報告第 10 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

報告第 11 号 令和 6 年度の農業委員会における事務の
実施状況等の公表について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	3 番 太田由美子	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	8 番 佐野恵美子
9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道
12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男
15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ
18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久
21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 2 番 岩瀬 宏二 7 番 近藤 好幸

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 6 月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日は 2 番 岩瀬宏二委員 及び 7 番 近藤好幸委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について

は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号 5 番 加藤正雄委員、同 6 番 小林和仁委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、11 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、19 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

番号10番の案件について、西七根町地内において、200㎡を超えて駐車場等で使用していると思われる農業用施設用地がありましたが、農地に復元をされたことを確認しました。また、東七根町地内において、雑草が目立つ状況にありましたが、保全管理状態になったことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号6番及び8番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、11 日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願いいたします。

議 長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長

資料 1-2 議案第 21 号

「令和 8 年度 農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。議案第 21 号 資料 1-2 をご覧ください。

議案第 21 号は、「令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見書」についてでございます。

7 月 7 日(月)の市長への意見書提出に向け、4 月から 6 月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりましたが、去る 6 月 13 日の農政対策

協議会にて最終案として承認されましたので、本日、総会に提案させていただきます。

資料 1-2 が、「豊橋市長」に提出する意見書案でございます。

まず前文の概要についてです。

現在の日本は“カオス”の時代を迎えています。

30 年にわたるデフレ経済から脱却し、復調の兆しを迎えつつあるが、アメリカ新大統領による“高率関税”政策により、再び先行きの見えない状況となり、混迷の度合いを一層深めています。

農業分野においても、昨年夏に勃発した“令和の米騒動”により、米価の高騰が続いており、国民の家計を圧迫しています。

一方で、生産者にとっては資材の高騰などにより経営が圧迫される中、生産者は消費者に農産物を安定供給できるよう懸命に努力していますが、近年恒常化した異常気象により、農産物の安定供給には程遠い状況です。

こうしたことから、国民の関心が農業にも向いてきており、生産者・消費者双方において、再生産可能な適正価格による食料の安定供給を目指す対策が急がれます。

こうした中、農業委員会では、今年度からは「地域計画」の実現に向け、市や関係機関と連携し、一体となって取り組みを進め、豊かな農地を守り、継承し、さらなる豊橋市の農業の発展に努めてまいります。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により本意見書を提出します。

以上が前文の概要です。

次に、意見の項目につきまして、

まず【担い手への農地利用の集積・集約化について】でございます。

本市においても、農業者の減少・高齢化に直面しており、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の確保が必要である。そのためにも、これから経営規模を拡大し営農していくことができる若い担い手に対する取り組みが重要であると考えます。

そこで、若い担い手への農地の集積・集約化を進められるよう、J A豊橋青年部や豊橋4Hクラブなどの若い担い手と市が話し合いの場を持つことを検討されたい。

次に、【遊休農地の発生防止について】でございます。

進み続ける農業者の高齢化や後継者不足により、5年後、10年後には廃業する農家が増加し、耕作放棄地が増えることも当然考えられるため、耕作放棄地の発生防止を第一に考えることが重要である。

その対策として、地域計画の活用や、農地情報の集約・共有などにより、ノウチマッチの利用拡大に取り組まれない。

続いて、【遊休農地の解消について】でございます。

発生してしまった荒廃地を農地に戻すためには、農家の費用負担が大きく、遊休農地の解消が進まない一因になっている。本市においては、今年度、担い手が農地を復元しやすくするよう耕作放棄地解消補助金の内容の見直しを行ったところであるが、地域の実情から考え、より活用しやすく、充実した制度とするため、以下について検討されたい。

- 1 補助金額の拡充をすること
- 1 中間管理権の設定年数条件を緩和すること
- 1 翌年度までとされている作付け条件を緩和すること

最後に、【新規就農者の確保について】でございます。

新規就農を志す者がセミナーや勉強会などに参加することで、他の新規就農者や既存の農業者との交流が生まれ、今後の農業について考えるよいきっかけになると考える。また他市では、市とJ Aが共同事業として農業研修を実施し、大きな効果をあげている例もある。

そこで本市においても、J Aや県・県立農業大学校などと協力し、新規就農を志す者が農業を学ぶための場を設けるよう検討されたい。

以上の4項目を、市に対する意見とするものです。

なお、「愛知県知事」に提出する意見書につきましては、今回はございません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願いま

議 長

す。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。併せて、今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長

それでは、豊橋市長あての意見書は7月7日（月）の午前10時00分に提出していくことにいたします。午前9時30分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では「働きやすい服装での勤務の推奨」を行っておりますので、状況に応じた適切な服装で結構ですが、ジャケットなどの上着はご持参ください。なお、ネクタイは不要です。

当日は、高部委員の進行により、初めに夏目委員が前文を朗読します。そして、それぞれの項目について、杉浦委員、彦坂委員、伊藤委員に説明して頂きます。

その後、懇談に入ります。

なお、持ち時間について、以前に事務局から、全体で30分との説明がありましたが、もう少し懇談の時間が欲しいという委員の意向を当局に伝えたところ、市長の予定を変更し、全体で45分いただけることとなりました。そのため、懇談の場で発言されたい方は、積極的にご発言いただきたいと思います。

議 長

続きまして 資料1 議案第22号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第22号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から10番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。番号8番の案件に関しては、過去の農業経営の状況から営農が継続されているかどうかを確認する必要があると考えております。農地審査会では、譲受人から許可に対して条件を付す旨の

同意が得られており、「許可日から令和10年6月25日までの期間において、下記農地で収穫等の営農を実施していることが確認できる写真等の資料を農地法第6条第1項に規定する農地所有適格法人の報告に加えて、提出すること（報告農地は、今回の申請地を含めて10筆程度）。」との条件付し、許可とすることといたします。その他については、申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第23号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第23号、3ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が申請地所有者と同一である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 24 号
 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 24 号、4 ページから 5 ページをお願いします。

番号 1 番から 12 番までの 12 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 3 番・8 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 1 番から 7 番です。隣接地が農地以外である案件は番号 8 番・9 番・11 番・12 番です。

番号 10 番は隣地の承諾がとれなかった旨の経緯の記載があります。隣地農地所有者を訪ねて事業計画を説明したところ、転用計画による農地への影響の観点ではなく、同意することについてメリットがないため、同意はしないと回答があり、承諾をとることができませんでした。現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、隣地農地の雨水排水も、新設する素掘り側溝を通じて、道路側溝へ放流する経路を設けます。したがって営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、該当ありません。
 詳細については、議案をご覧ください。
 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 25 号
 「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
 利用権設定の番号 1 番から 260 番までの 260 件を一括上程いたします。
 なお、番号 49 番及び 50 番は小林委員が、番号 59 番及び 95 番は杉浦委員が代表を務める法人が、番号 237 番は彦坂委員の同居親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
 小林委員、杉浦委員、彦坂委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
 内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 課 はい、議長。
 議案第 25 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
 農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、7 月 25 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 30 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 260 件 573 筆 640,494.04 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 49 番及び 50 番の 2 件、番号 59 番及び 95 番の 2 件、番号 237 番の 1 件、それ以外の案件と 4 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 49 番及び 50 番の 2 件を審議いたします。小林委員は退席してください。

〈小林委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

小林委員は復席してください。

〈小林委員 復席〉

議 長

続きまして、番号 59 番及び 95 番の 2 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
杉浦委員は復席してください。
〈杉浦委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 237 番の 1 件を審議いたします。彦坂委員は退席してください。
〈彦坂委員 退席〉

委 員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
議 長 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
彦坂委員は復席してください。
〈彦坂委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 49 番、50 番、59 番、95 番、237 番を除く 255 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 26 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題いたします。
利用権移転の番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 26 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますものごさいます。

別添資料 1-3、31 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 7 月 25 日付で利用権が移転する案件が 9 件 14 筆 13,352.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進 行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 27 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 27 号 6 ページから 7 ページをご覧ください。
議案第 27 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この9件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第28号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第28号 8ページをご覧ください。

番号1番から3番の3件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農

地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

議 長 よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-4 議案第 29 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。

課 議案第 29 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-4 をご覧ください。

6 月 11 日の書類説明会でご説明したとおり、7 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、6 地域において、合計 205 筆、249,917 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、

農地転用の申請に先立つ地域計画の区域からの除外が 19 筆、10,724 m²、非農地証明、現況証明の発行に関する案件が 1 筆、173 m²

耕作者の変更に関する案件は、

本人申告に伴う案件が 3 筆、2,056 m²、農地法 3 条の許可、農地銀行による売買に伴う案件が 182 筆、236,963 m²

です。なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付す
ことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 9 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番の 1 件については、届出者は届出の農地の権利を遺贈により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に 10 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 11 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 13 ページ 20 番までの 20 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 18 ページ 26 番までの 26 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。番号 1 番については令和 7 年 4 月総会での報告対象でしたが、相続人の調査に時間を要したため、今回の報告となりました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は畑、2 番が宅地又は畑、3 番が宅地でした。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は登記地目が畑であるものの現在は山林化されている土地であり、非農地判断の可否を目的として照会があったものです。現地調査の結果、山林状態でありましたが一部農振農用地区域内に含まれるため農地と判断し、5 月 27 日付で事務局長名で回答しています。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 8 号の番号 1 番の 1 件については、法務局へ国庫帰属の承認申請された土地に対する東海農政局からの現況等の照会です。

調査の結果、報告書に記載の内容について確認出来ましたので、13 日付で回答しています。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号 1 番は、伊古部町の担当委員である水野敏久会長。番号 2 番は、牟呂町の担当委員である杉浦圭志委員にそれぞれお願いします。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 10 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告についてをご覧ください。

令和 7 年 5 月にあっせん委員の指名をした天伯町、細谷町及び富久縞町の農地について、資料のとおり所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

次に資料 1-5 をご覧ください。

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明させていただきます。

農業委員会に関する法律の規定によりに農地等の利用の最適化の推進状況、農業委員会の事務の実施状況について公表することとされています。この別紙様式 5 により公表していきます。

1 ページをご覧ください。農業委員会の状況を記入しています。農業委員会の現在の体制、豊橋の農家・農地等の概要を記載しています。

2 ページ以降は 最適化活動の実施状況になります。はじめに農地の集積についてです。実績としましては集積率 30.3%で今年度の目標に到達しませんでした。

次に遊休農地の解消です。目標である緑部分の遊休農地を 16.9ha 解消しております。目標の解消面積 22ha には達していません。

次に新規参入の促進です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積については目標を上回る結果になりました、また新規参入する経営体数も 34、取得面積 4.9ha となっています。

次に最適化活動の活動目標ですが、活動強化月間、新規参入相談会については計画どおりの実績を上げることはできませんでした。

目標の達成状況の評語、推進員等の点検・評価結果ですが、目標の達成状況、により点数付けされ評語が決められています。今年度は 11 点で「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評語になっています。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 27 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年6月26日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号5番 加藤 正雄 委員)

議事録署名者
(議席番号6番 小林 和仁 委員)